

今後の海岸保全事業の進め方

神奈川県藤沢土木事務所なぎさ河川砂防部



1. 養浜事業の成果について

養浜事業は、砂浜の復元、海岸保全という目的を確実に果たしつつあり、養浜環境調査においても底質環境、生物相に与える影響もみられない。また、防護だけでなく環境、利用にも良い効果を発揮しています。しかし、海岸中央部における2016年1月時点の浜幅は約30m（自転車道法肩から約40m）であり、計画浜幅B=40mを達成していません。

砂浜の短期変動を考慮し、確実に防護機能を確保するため、また目標海浜像を目指すため、養浜を継続して計画汀線まで砂浜の拡幅を図ります。

この場合、養浜材の調達先として、従来の相模ダムの堆砂に加えて、宮ヶ瀬ダムの堆砂や茅ヶ崎漁港西側の堆砂域の砂を活用します。茅ヶ崎漁港西側の堆砂の活用は、養浜材の流出時に発生する海域の濁りの低減が期待できるだけでなく、茅ヶ崎漁港へ流入する飛砂量を直接的に少なくすることができ、港内堆砂の軽減も期待できます。

養浜前（2005年12月）

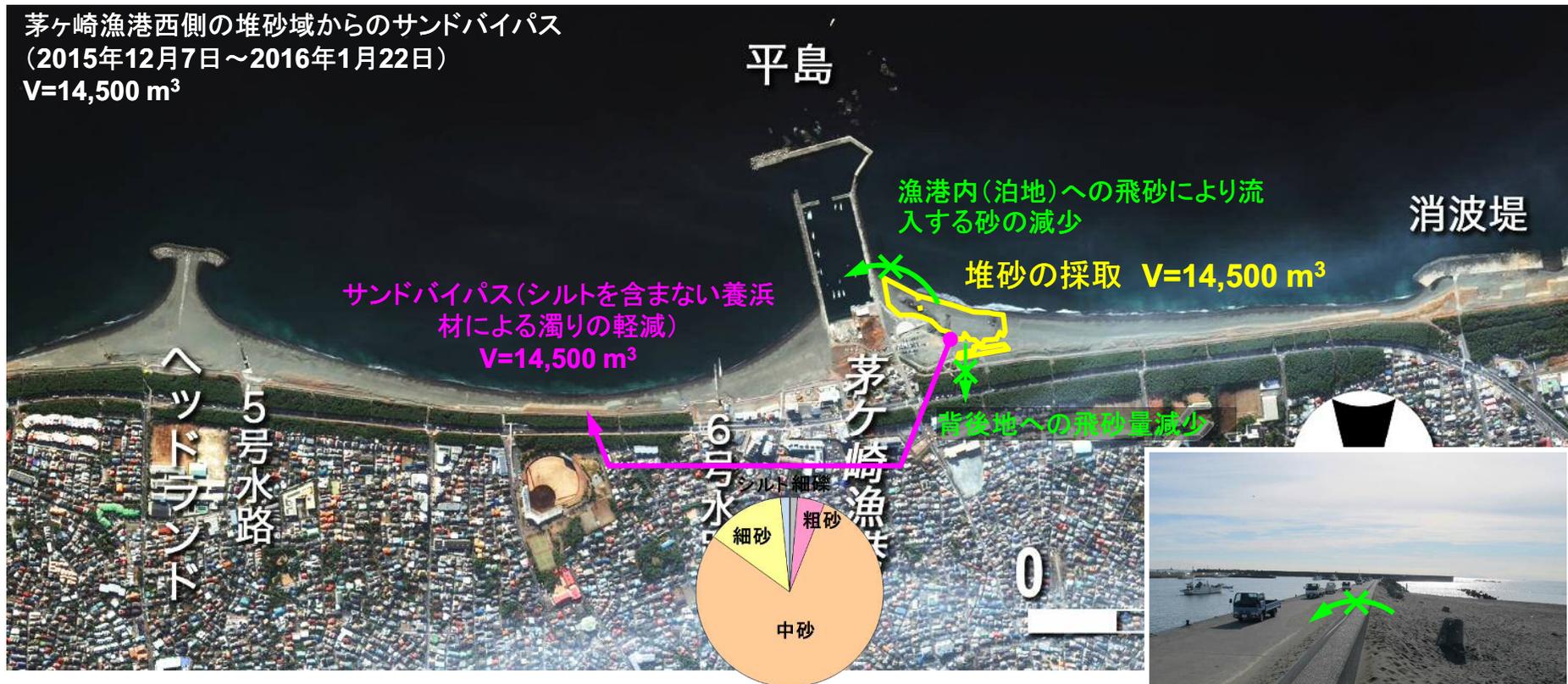


砂浜の復元（2016年2月）



2. 養浜事業継続に関する課題への対応

茅ヶ崎漁港西側の堆砂域の砂を活用したサンドバイパスを試験的に実施しました（2015.12-2016.1）。



新たな課題や注目すべき点：

- 毎年、どの程度の量の砂を採取することが可能か？
- サンドバイパスの継続的な実施による柳島海岸への影響はないか？
- 漁港西側から港内（泊地）へ飛砂により流入する砂が減少するか？
- 中海岸の養浜材に、サンドバイパスによる粒径の細かい材料（中砂：細砂=8:2）を多く用いた場合、確実に海岸保全が図れるか？

今後もモニタリングを継続し、順応的に養浜事業を進めていきます。

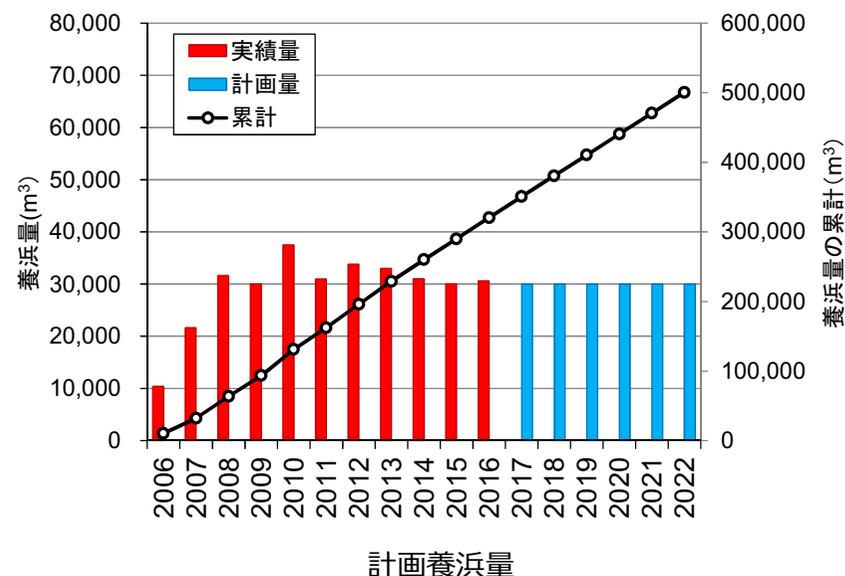
3. 養浜事業の継続について（養浜事業計画）

養浜事業は、現時点で防護、環境、利用の目的を果たしていますが、①近年は高波浪が多く来襲し、高波浪により一時的に深みが形成されることから、確実に防護機能を確保する必要があること。②目標海浜像を目指すことを目的に、計画浜幅を達成できる見込みの平成33年度（2022年1月～3月の養浜）まで、養浜事業（3万m³/yr）を継続し、砂浜の拡幅を図ります。

その後、回復した砂浜を維持するための養浜に移行します。

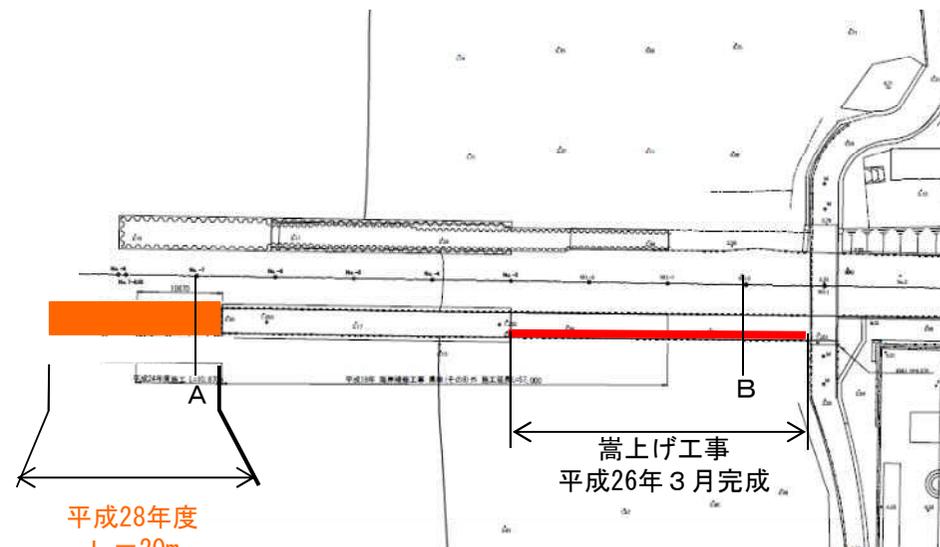
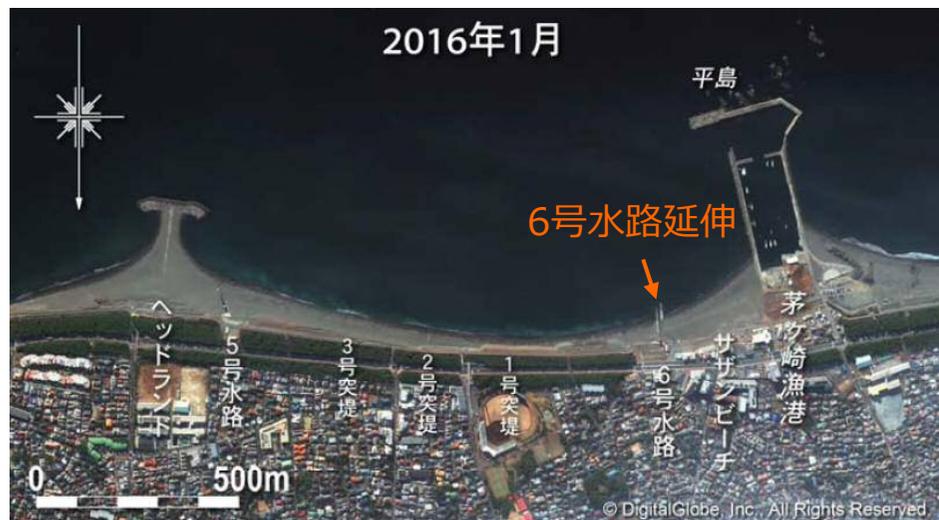
養浜材の調達先として、従来の相模ダム道志ダムの堆砂に加えて、宮ヶ瀬ダムの堆砂や茅ヶ崎漁港西側の堆砂域の砂を活用しますが、上手側の相模川河口、柳島消波堤前面の海岸が侵食傾向にあるので、十分注意して進めます。

養浜は海岸利用に配慮して施工します。また、継続してモニタリングを行い、漁業利用や海岸利用、海岸環境への影響について調べ、必要に応じて対策を講じ、養浜事業を順応的に進めます。

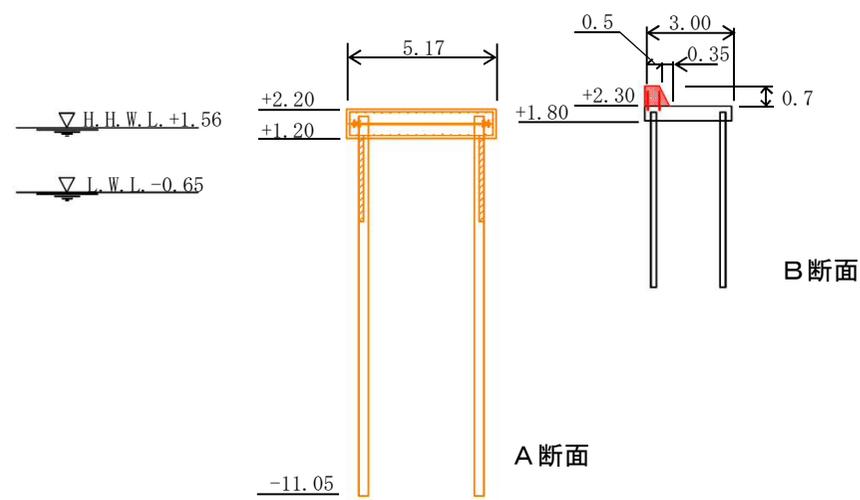


4. 6号水路の改良について

養浜事業の効果をもとめるために、6号水路左岸導流堤を平成28年度に20m延伸します。



突堤平面図



突堤標準断面図

養浜事業の継続にご協力をよろしくお願い致します。



2015年11月撮影